令和８年９月定例会　意見書一覧表

件　　名	提　出　者	賛　成　者
〔発議第４号〕 核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加及び非核三原則の堅持を求める意見書提出について （令和８年９月１８日　採択）	佐久間ふみ子	阿　部　沙　希 平　山　光　生 阿　部　隆　弘 松　野　美哉子 江　口　智　子 松　村　康　弘
〔発議第５号〕 義務教育費国庫負担制度の堅持・負担率２分の１への復元など教育予算の拡充を求める意見書提出について （令和８年９月１８日　不採択）	阿　部　隆　弘	阿　部　沙　希 松　野　美哉子 髙　橋　善　貞
〔発議第６号〕 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）の見直しを求める意見書提出について （令和８年９月１８日　不採択）	阿　部　隆　弘	阿　部　沙　希 松　野　美哉子 髙　橋　善　貞
〔発議第７号〕 米国産一般流通用生鮮ばれいしょの輸入解禁に慎重な対応を求める意見書提出について （令和８年９月１８日　採択）	長　渕　　豊	武　田　開　人 栗　栖　陽　介 阿　部　隆　弘 松　野　美哉子 髙　橋　善　貞 佐　野　弥奈美 松　村　康　弘

核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加及び非核三原則の堅持を求める意見書

核兵器禁止条約（TPNW）は、核兵器の開発、保有、使用等を全面的に禁止し、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置付ける重要な枠組みである。

2021 年 1 月に同条約が発効して以降、これまで 3 回の締約国会議が開催され、核兵器廃絶に向けた国際的な議論が積み重ねられてきた。2026 年 11 月には、発効後初となる第 1 回再検討会議が開催される予定であり、核兵器廃絶に向けた議論をさらに前進させる重要な機会となる。

現在、国際社会では安全保障環境が厳しさを増し、核兵器の使用や拡散に対する懸念が高まっている。とりわけ我が国周辺においては、核・ミサイル戦力の増強や核兵器による威嚇が続いており、国民の生命と平和な暮らしを守るため、日米同盟に基づく抑止力を維持するとともに、核兵器不拡散条約（NPT）を基礎として、現実的かつ実践的な核軍縮・不拡散の取組を進める必要がある。

このような状況だからこそ、唯一の戦争被爆国である我が国が、広島・長崎の被爆の実相と核兵器の非人道性を国際社会に訴え、核兵器廃絶に向けた議論に積極的に関与することが求められる。

また、「持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則は、我が国が平和国家として歩む上で重要な基本原則であり、今後も堅持されるべきである。

よって、国においては、唯一の戦争被爆国としての歴史的・国際的責務を踏まえ、次の事項を実現するよう強く求める。

記

１　核兵器禁止条約第１回再検討会議にオブザーバーとして参加することを積極的に検討し、核兵器の非人道性と被爆の実相を国際社会に発信するとともに、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与すること。

２　我が国の基本的な平和政策として、非核三原則を将来にわたり堅持すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月１８日

北海道中標津町議会議長　　後　藤　一　男

【提出先】　衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　外務大臣
防衛大臣

米国産一般流通用生鮮ばれいしょの輸入解禁に慎重な対応を求める意見書

北海道は、我が国最大の食料供給基地であり、酪農をはじめ、畑作、野菜など多様な農業が地域経済と暮らしを支えている。

本町においても、酪農を基幹とする農業は、地域の雇用や産業、農地の維持、さらには地域コミュニティを支える重要な基盤である。

そのような中、米国から要請されている一般流通用生鮮ばれいしょの輸入解禁について、日米両国の検疫当局間で科学的な協議が進められている。

ばれいしょは北海道畑作農業を代表する重要な作物であり、令和６年産では全国収穫量の約 81.5％を北海道が占めている。

また、北海道は全国の種ばれいしょ供給においても重要な役割を担っており、北海道の植物防疫は、北海道だけでなく我が国全体のばれいしょ生産を守る上で極めて重要である。

特に、ジャガイモシストセンチュウ等の病害虫が一度国内に侵入・まん延すれば、その防除には長期間を要し、農業生産や農業経営に深刻な影響を及ぼすおそれがある。病害虫の侵入は、ばれいしょ生産だけの問題にとどまらず、輪作体系を含む畑作農業全体、さらには地域農業の持続性にも関わる重大な問題である。

また、海外産ばれいしょの流入による市場価格への影響は、資材費、燃料費、労働費等の上昇に直面している国内生産者の経営をさらに圧迫することが懸念される。

我が国が食料安全保障を強化するためには、海外からの輸入に依存するのではなく、国内の農地を守り、生産者が将来にわたって農業を継続できる環境を確保することが重要である。

特に、酪農と畑作が地域産業として密接に結びつく北海道において、農業生産基盤を守ることは、地域社会そのものを守ることにつながる。

よって、国においては、米国産一般流通用生鮮ばれいしょの輸入解禁について、国内農業と食料安全保障への影響を十分に検証し、慎重に対応するよう強く要望する。

記

１　米国産一般流通用生鮮ばれいしょの輸入解禁については、病害虫の侵入・まん延リスクを最優先に、科学的根拠に基づく厳格な検疫評価を行い、拙速な解禁を行わないこと。

２　輸入解禁が北海道をはじめとする国内のばれいしょ生産者、畑作農業及

び農業経営に及ぼす影響を十分に検証し、北海道の生産者・農業団体等の意見を十分に反映すること。

3　国内の酪農・畑作を含む農業生産基盤を維持・強化するため、国産農産物の安定的な価格形成、生産コスト上昇への対策、担い手確保及び農地の維持に必要な支援を一層充実すること。

4　食料安全保障の観点から、国内生産力を弱体化させることのないよう、国産農産物の生産・供給基盤を最優先にした農政を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月１８日

北海道中標津町議会議長　　後　藤　一　男

【提出先】　衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　外務大臣　農林水産大臣　経済産業大臣　財務大臣